

保険医療機関における書面掲示事項

令和6年6月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保健医療機関の書面掲示事項についてWebサイト上に掲載いたします。

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する事項

- ・有床診療所入院基本料1

当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。

2. 九州厚生局長への届出状況

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

- ・有床診療所入院基本料1
- ・時間外対応加算1
- ・ハイリスク妊娠管理加算

【特掲診療料の施設に係る届出】

- ・ハイリスク妊産婦共同管理料（1）

必要に応じて下記の医療機関と共同で医学管理を行います。

連携保険医療機関

医療機関名	住 所	電話番号
久留米大学病院	久留米市旭町67	0942-35-3311
聖マリア病院	久留米市津福本町422	0942-35-3322
大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2丁目19-1	0944-53-1061

- ・乳腺炎重症化予防・ケア指導料
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・入院ベースアップ評価料113

3. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点がございましたら、当院職員までご相談ください。

4. 明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、その旨受付までお申し出ください。